



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 1
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 1
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 歳入の徴収の事務の委託（都市計画・モノレール課） 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 2

告 示

沖縄県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年4月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市字屋我墨屋原143番12
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 石垣市、竹富町及び与那国町
- (2) 基本測量を実施する期間 令和3年4月19日から令和4年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 東村
- (2) 基本測量を実施する期間 令和3年4月19日から令和4年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（地磁気測量）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施する期間 令和3年4月19日から令和4年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量）
- 4 (1) 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施する期間 令和3年4月19日から令和4年3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）

沖縄県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域（石垣市、宮古島市、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町を除く。）
- 2 基本測量を実施した期間 平成2年4月1日から令和3年3月24日まで
- 3 作業種類 基本測量（航空重力測量）

沖縄県告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄市登川地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年9月28日から令和3年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第270号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和3年4月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄県樋川立体駐車場の駐車料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄ダイケン
 - (2) 所在地 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年4月23日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年12月16日
 - (2) 商号名 託一株式会社
 - (3) 代表者名 石川貞則
 - (4) 所在地 那覇市字安里361番地34
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-1）第12582号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年10月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年12月16日
 - (2) 商号名 株式会社グレイス

- (3) 代表者名 伊佐真治
(4) 所在地 南風原町字新川166番地14ハピネスコート新川2-C
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13456号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年10月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年12月16日
(2) 商号名 カナ建設株式会社
(3) 代表者名 嘉那原聡
(4) 所在地 石垣市字登野城556番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13158号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年11月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年12月16日
(2) 商号名 有限会社山内組
(3) 代表者名 金田雄一
(4) 所在地 名護市宮里六丁目11番8号2F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第803号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年11月10日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年12月16日
(2) 商号名 合資会社沖縄実業
(3) 代表者名 宮里幸雄
(4) 所在地 那覇市安里1丁目8番4号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第2512号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年11月10日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年12月16日
(2) 商号名 株式会社森岡産業
(3) 代表者名 森岡秀一
(4) 所在地 読谷村字座喜味3156番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第6539号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年11月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年12月16日
(2) 商号名 合資会社下地土建
(3) 代表者名 知念功巖
(4) 所在地 多良間村字塩川278番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第2428号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年11月13日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 令和2年12月16日
- (2) 商号名 有限会社仲吉電設
- (3) 代表者名 仲吉直也
- (4) 所在地 糸満市西崎町五丁目5番13号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第2588号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年11月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------